

平成26年度HIGOプログラムにおける 研究成果発表に係る費用の支援について

1. プログラムの目的

人類の健康増進に繋がる生命科学が急速に展開し、専門化・細分化されていることから、その成果を社会全体に分かりやすく波及することが重要です。「グローバルな健康生命科学パイオニア養成プログラム（HIGOプログラム）」は、医学・薬学等を基盤とする健康生命科学の専門的知識と研究マインドをもち、九州という地域性と世界観（主にアジア）を連結した国際・地域社会（グローバル社会）における課題とニーズを捉えて、健康増進と疾病対策のために最新の知見と科学技術を活用する次代の医療人・専門職業人を養成します。

2. 申請有資格者

HIGOプログラムのコース生（準コース生を含む。）

3. 支援の対象

HIGOプログラムの目的に合致した研究成果に係る以下の費用

(1) 学術集会参加に係る旅費、日当、宿泊費及び参加費

申請者が筆頭演者としての国外あるいは国内における学術集会での発表（ポスター発表を含む）で、申請時に演題等を学術集会事務局に提出済みものに限ります。

ただし、国外の学術集会の支援はコース生のみを対象とします。

(2) 論文の英文校正費用及び論文投稿・掲載費用

申請者が筆頭著者又はコレスポンディングオーサーである論文に限ります。

(3) その他研究成果発表などに特に必要な費用

いずれの費用も、予算の範囲内で支援を行います。なお、支払いが今年度内になされないものについては、支援できません。詳細については、別紙をご参照ください。

4. 支援額

(1) 旅費、日当、宿泊費及び学術集会参加費

ただし、旅費、日当、宿泊費については、格安運賃あるいはパック旅行等を利用した経済的手段によるもので、本学の旅費規程の範囲内となります。

(2) (ア) 論文の英文校正経費

専門業者による英文校正に要した額

(イ) 論文投稿・掲載費用

論文の国際誌への投稿料、掲載料、別刷料の額

(3) その他研究成果の発表などに係る費用の実費額

5. 申請方法等

【申請方法】

所定の様式を用い、必要書類を添付して、下記担当へ提出してください。
提出書類等の詳細については、別紙をご参照ください。

【申請時期】

- (1) 旅費、日当、宿泊費及び学術集会参加費
出発の2週間前まで
- (2) 論文の英文構成費用及び論文投稿・掲載費用
支援可能な論文作成後速やかに
- (3) その他研究成果発表などに特に必要な費用
研究成果発表に特に必要な費用が見込まれた際に随時

6. 選考方法等

HIGOプログラム運営委員会において選考する。

7. その他

上記のほか、別紙に記載された事項に十分留意してください。
また、上記の内容は、補助金取扱要領や学内規則等により変更される場合があります。

【本件担当（問合せ先）】

熊本大学教育研究推進部 先端研究教育拠点推進ユニット
(附属病院旧救急棟（サンテ、食堂のある建物）2F)
TEL 096-373-6832, 5006 Fax 096-373-5031
E-mail : higo-program@jimu.kumamoto-u.ac.jp

(別紙)

1. 学術集会参加に係る旅費、宿泊費及び参加費について

(1) 対象となる学術集会

HIGOプログラムの目的に合致した研究成果に関する筆頭演者としての国外あるいは国内における学術集会での発表（ポスター発表を含む）で、出発の前日までに発表を行う演題の採択済み通知あるいは当該演題の掲載された印刷媒体または電子媒体の提出があったもので、かつ帰任後にその他全ての証拠書類の提出があり、また、本年度中に執行可能なものとします。ただし、国外の学術集会はコース生のみを対象とします。

国外における学術集会は複数国からの参加がある国際学術集会の形態であり公用語が英語であること。国内における学術集会は日本語によるものも対象とします。

当該学術集会が公に開かれていない類のものである場合や、主催者・発表者・研究指導者等が旅費を支弁することが適当と考えられる場合などは支援対象としません。

申請した研究発表に係る用務以外に共同研究等の教育研究に係る用務を混在させた場合は、状況により別途審査の上で本事業による支援部分が決定されます。

(2) 支援額

旅費、日当、宿泊費（格安運賃あるいはパック旅行等を利用した経済的手段によるもので規定の範囲内）および学術集会参加費。

学術集会に参加するために支出した額が懇親会・バンケット等の参加と一体となった額である場合は支援できませんが、その内訳が主催者からの書簡あるいは印刷媒体やウェブ公示等によって明確であって学術集会に係る部分が証明できるものについては支援可能です。

申請した研究発表に係る用務を遂行する上で必要のない前泊や延泊あるいは私事旅行等を混在させて学術集会に参加した場合は、規定に基づき全旅程について支援できないか部分的にしか支援されません。

事後に支援額が振り込まれます。

熊本への帰任と証拠書類の提出完了をもって支援の執行手続きが公式に開始されますがその執行が年度内になされないものは支援できません。別途ご相談ください。

また関連規則および予算執行上の制約により支援の制限や年度内早めの公募終了がなされる場合があります。

(3) 申請書に添付する必要がある書類

- ① **学術集会に関する書類**：学術集会の会期・場所・全体プログラムが判断できる印刷物やウェブ掲載記事等のコピー
- ② **発表に関する書類**：学術集会の詳細プログラム（申請者の演題と氏名が記載されている部分）、抄録の写し（演題、全ての演者氏名、抄録本文を含むこと）、演題採択通知、あるいはこれらを証明できる文書のやりとりなど。申請時においてこれらが揃わない場合は、既に演題を学術集会事務局に送付済みであることを示す書類（送付した抄録の写しと学術集会事務局からの演題受付メール等）でよいが、その場合も、本項すべての書類が出発の1週間前までに提出されること。

(4) 申請時になくてもよいが提出する必要がある書類

① **学術集会のための旅行関連書類**：領収証、航空券半券等、申請時に添付できない場合は帰任後の提出でもよい。学術集会参加費の支援を受けたい場合はそれを支出したことを示す書類も提出する。学術集会に参加するために支出した額が懇親会・バンケット等の参加と一体となった額である場合は、その内訳として学術集会に係る額を示す証拠書類（主催者からの手紙あるいは公示物等による）を添付する。

② **その他の書類**：旅費振り込み口座に関するものや、パスポートの写しなど事例に応じて。

(5) 報告書の提出

国内外における国際学術集会に係る支援を受けた場合は、以下の報告書などをメールに添付して、担当あて提出して下さい。提出いただいた報告書と写真はHIGOプログラムホームページに掲載いたします。

1. 報告書：様式適宜

Word ファイルA4 1-2枚 英語で記載(国内学会の場合は日本語でも可)

2. 写真： HIGOプログラムホームページ掲載用の写真1枚

2. 論文の英文校正費用及び論文投稿・掲載費用

(ア) 論文の英文校正経費

① 対象となる論文

HIGOプログラムの目的に合致した研究成果に関する英文論文で、申請者が筆頭著者あるいはコレスポンディングオーサーである英文論文。

専門業者への英文依頼は審査後の採択の通知以降が望ましいが、投稿の迅速性の観点から、申請日以降（申請日を含む）であれば、採択通知以前に専門業者に英文校正を依頼したのもも支援対象とします。ただし、本年度中に執行可能なものに限りです。

② 支援額

専門業者による英文校正に要した額。若手研究者の英文論文作成技術の向上を図るものですのでリファレンスのリフォーマッティングや和文英訳等を含む割高な校閲オプションを業者に依頼した場合は支援できません。

③ 英文校正業者について

日本に所在し、振込先が日本の口座である業者に限ります。英文校正専門業者でない者が行った校正に対する謝金としての支出は本事業の支援対象としません。

なお、日本からの校正依頼をウェブ等で受注し、依頼者のクレジットカード支払いを可としている外国所在の英文校正専門業者による校正については、依頼者のクレジットカードの引き落とし日が平成26年度内であり、かつ、当該立替払いへの補助金執行が平成26年度内に余裕をもって可能であること。

④ 支出方法

英文校正専門業者あるいは前項立替払い者の口座に振り込まれます。いずれの場合も年度を超えた支援は不可能ですので注意してください。英文校正に係る各種証拠書類の提出を必須条件とします。

⑤ 申請方法

所定の様式を用い、論文のタイトルページとアブストラクトページのコピーを添えて先端研究教育拠点推進ユニットに提出してください。E-mailでの提出は不可とします。

論文内容の秘密保持の観点から審査はHIGOプログラム担当者のうち1ないし2名が秘密裏に行いますが、研究の競争性等の事情により審査されることを希望しないHIGOプログラム担当者がある場合は、申請時に申し出て下さい。

⑥ 締め切り

年度内に支出手続きが可能な日をもって締め切り日とします。
詳細は、ご相談ください。

(イ) 論文投稿・掲載費用

① 対象となる論文

HIGOプログラムの目的に合致した研究成果に関する英文論文で、申請者が筆頭著者あるいはコレスポンディングオーサーである英文論文。

② 支援額

国際誌への投稿料・掲載料・別刷料に係る費用。

③ 支出方法

原則として申請者の口座に振り込まれます。クレジットカード支払いしている場合は、クレジットカードの引き落とし日が平成26年度内であり、かつ、当該立替払いへの補助金執行が平成26年度内に余裕をもって可能であること。

いずれの場合も年度を超えた支援は不可能ですので注意してください。

④ 申請方法

所定の様式を用い、論文のタイトルページとアブストラクトページ及び採択通知書のコピーを添えて先端研究教育拠点推進ユニットに提出してください。E-mailでの提出は不可とします。

⑤ 締め切り

年度内に支出手続きが可能な日をもって締め切り日とします。

詳細は、ご相談ください。